

埼玉県私立幼稚園等被災幼児保育料等軽減事業補助金交付要綱

| | |
|-----|--------------------|
| 制 定 | 平成 27 年 4 月 9 日 決裁 |
| 改 正 | 令和 2 年 6 月 23 日 決裁 |
| 改 正 | 令和 3 年 8 月 27 日 決裁 |
| 改 正 | 令和 5 年 2 月 27 日 決裁 |

(趣 旨)

第1条 県は、私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「私立幼稚園等」という。）に通園する園児の保護者のうち、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する災害で、同法第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）第2条第1項及び第2項に規定する区域での災害とする。）により被災等したものの保育料等負担の軽減を図るため、私立幼稚園等の設置者（以下「設置者」という。）で当該私立幼稚園等の園児に係る保育料等の軽減事業を実施するものに対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、文部科学省が定める被災児童生徒就学支援等事業交付金交付要綱及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立幼稚園等 埼玉県内に設置されている私立幼稚園等をいう。

(2) 園児 前号に規定する私立幼稚園等に在園する者（幼保連携型認定こども園については、1号認定子どもに限る。）とする。ただし、満3歳に達しない者、就学年齢に達している者を除く。

(3) 保護者 現に園児の保育料等を負担している者をいう。

(4) 原子力災害被災地域

東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故による被災地域をいう。

(5) 東日本大震災による家計急変世帯

園児の属する世帯のうち、東日本大震災に被災したことにより、保育料等の納入が困難となった世帯をいう。ただし、原子力災害被災地域において被災したものに限る。世帯所得の基準額については別に定めるものとする。

(6) 保育料等 保育料、入園料、施設整備費その他の全ての園児の保護者が義

務的に納付することが必要な経費をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、当該私立幼稚園等設置者が行う次の事業とする。

当該私立幼稚園等に在園する園児のうち、東日本大震災による家計急変世帯の園児の保育料等を軽減する事業

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は設置者が前条に定める事業に要する経費とし、その額は保護者が負担する保育料等の額をもって限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、保護者が子育てのための施設等利用給付による保育料等の支給、その他の保育料負担軽減に係る事業による補助金（以下「子育てのための施設等利用給付等」という。）の交付を受けている場合は、保護者が負担する保育料等の額から子育てのための施設等利用給付等の額を減じた額をもって限度とする。

3 前条の経費に対する補助額は、知事が別に定める額を限度として、当該事業の実施に要した総額とする。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出時期は、別に知事が定めるものとし、その提出部数は1部とする。

(記載事項等)

第6条 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する知事が定める事項は、次とおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 東日本大震災による家計急変により保育料等の納入が困難になったことが確認できる書類

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(保育料軽減事業の実施)

第8条 補助金の交付を受けようとする設置者は、次のとおり保育料等の軽減を行うものとする。

(1) 保育料等の軽減を希望する世帯の保護者から、様式第3号の被災幼児保育料等軽減申請書の提出があったとき、申請を受けた設置者はその内容の審査を行ったうえで、軽減の実施の有無について決定するものとする。なお、軽減の実施を決定した設置者は、様式第4号の被災幼児保育料等軽減認定書を保護者に交付するものとする。

(2) 保育料等の軽減を実施した設置者は、保育料等を軽減したことを明らかにする書類として、様式第5号の被災幼児保育料等軽減確認書を保管するものとする。

(3) 様式第2号の交付を受けた設置者は、すみやかに様式第8号により補助金の請求を行うものとする。

(状況報告)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、その提出期限は別に知事が定める。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の補助金の額の通知は、様式第7号により行うものとする。

2 前項により額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

3 規則第18条第4項の延滞金が、100円未満の場合及びやむを得ない事情により生じた場合は、延滞金の全部又は一部を免除することができる。ただし、やむを得ない事情により延滞金を免除するためには、私立幼稚園等設置者は、返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項記載した書類を知事に提出しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第12条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(書類の整備等)

第13条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかな

ければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。